

第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画（案）

1 計画の概要・趣旨・背景

2013年に閣議決定された「日本再興戦略」において、国民の健康寿命の延伸のための予防・健康管理の推進に資する新たな仕組みづくりとして、健康保険組合によるデータヘルス計画の作成、公表、事業実施、評価等の取組が求められることとなりました。2014年には「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部改正等が行われ、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った保健事業を実施するためのデータヘルス計画を策定し、保健事業の実施・評価・改善等を行うこととなりました。

これらの経緯を踏まえ、本町は、2016年3月に、第1期東浦町国民健康保険データヘルス計画（以下「第1期計画」という）を策定し、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進や疾病の重症化予防などに取り組みました。2018年3月に、第1期計画の効果検証を踏まえた東浦町国民健康保険データヘルス計画第2期（以下「第2期計画」という）を策定し、保有するデータを活用しながら、更なる被保険者の健康の保持増進及び医療費の削減を目指しました。

2018年4月に、都道府県が財政運営の責任主体としての共同保険者となり、また、2020年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）」により、データヘルス計画の標準化が推進され、2022年12月の経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画改革工程表2022」において、データヘルス計画の進展のため、保険者共通の評価指標の設定を推進することが示されました。

今般、第3期東浦町国民健康保険データヘルス計画は、被保険者の健康増進を目的に、第2期計画の効果検証を踏まえつつ、効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、愛知県により設定された共通評価指標と標準化された様式を使用し策定します。

2 計画の目的

生活習慣病の発症及び重症化予防を図り、医療費適正化を目指します。

3 実施機関の考え方

本計画には、医療費や健康状況、生活習慣等に関する被保険者のデータから分析した健康課題を5つ記載しています。（A がん検診受診率の向上、B 若年層の特定健診受診率の向上、C 重症化する恐れのある糖尿病性腎症者に対する受診への意識付け、D 特定保健指導の強化、E 若年層からの骨づくり及び高齢者の転倒予防）

この健康課題の達成状況を図る指標として、計画全体の評価指標を6つ設定しました。（i 平均自立期間、ii 1人当たり医療費、iii 新規透析導入患者数、iv 糖尿病有病者割合、v 高血圧症有病者割合、vi 脂質異常症有病者割合）この指標は愛知県より共通

評価指標として示された8つの「総合アウトカム評価指標」のうち、町の健康課題とは絡まない「脳血管疾患有病者割合」及び「虚血性心疾患有病者割合」を除いて設定しています。

この健康課題と、愛知県より共通評価指標として示された「個別事業アウトカム評価指標」及び「個別事業アウトプット評価指標」を参考に、8つの保健事業を挙げています。（1 特定健診受診勧奨事業、2 特定保健指導実施勧奨事業、3 がん検診受診勧奨事業 4 糖尿病性腎症重症化予防事業、5 ジェネリック医薬品利用差額通知事業、6 重複・頻回受診、重複服薬訪問指導事業、7 健康づくり教室開催事業、8 骨折予防事業 ）

毎年度、保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や指標の達成状況を確認します。指標の達成状況が想定に達していない場合は、プロセスやストラクチャーが適切であったか確認の上、進捗状況を管理していきます。2026年度に、計画に掲げる指標の達成状況及び事業の実施状況の中間評価を行い、目標を達成できなかった原因や事業の必要性を検討して、次年度以降の保健事業の実施や計画の見直しに反映させます。最終年度（2029年度）には計画全体の評価を行い、次期計画の策定に結果を反映させます。